

平成30年度各種助成

募集要項

公益財団法人ポーラ美術振興財団

1. 助成の趣旨

公益財団法人ポーラ美術振興財団は、広く一般からの公募により、美術分野における活動を助成し、もって我が国芸術文化の向上、発展に寄与することを目的としています。

2. 助成の対象

- (1) 若手芸術家の在外研修に対する助成
- (2) 美術館職員の調査研究に対する助成
- (3) 美術に関する国際交流の助成

3. 助成対象期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までに実施するものを対象とします

4. 応募資格（各分野において、下記の条件をすべて満たすこと）

(1) 若手芸術家の在外研修に対する助成

- ① 絵画、彫刻、工芸等の創作に従事している者
- ② 平成30年4月1日現在で年齢20才以上35才以下であること
- ③ 日本国籍を有する者、又は日本の永住資格を有する者
- ④ 研修指導者のもとで研修に従事し、研修受入の保証が得られること
- ⑤ 研修期間は1年間程度であり、この間常勤的な職に就かないこと
- ⑥ 海外で研修を行うために必要な語学力を有すること
- ⑦ 研修に耐えうる健康状態であること
- ⑧ 過去にこの在外研修助成を受けていない者

(2) 美術館職員の調査研究に対する助成

- ① 美術館等に勤務する専門職員であり、研究実績を積んできた者（常勤・非常勤問わず）
- ② 研究テーマについて、大学教授もしくは登録博物館の美術館長等の推薦を受けること
- ③ 日本国籍を有するもの、又は日本の永住資格を有する者
- ④ 勤務場所を離れて調査研究に従事する場合、所属機関長の承認が得られること
- ⑤ 調査研究を行う施設等から受入れる旨の保証が得られること
- ⑥ 調査研究の対象地域は国内外を問いません

(3) 美術に関する国際交流の助成

A. 海外美術展

- ① 日本の美術家が、海外において開催する個展、共同展
- ② 日本の美術家の作品を海外に紹介するため、海外の美術館等と共同して開催する展覧会

B. 国内開催の国際会議・交流活動

多くの外国人美術家ないし美術研究者の参加を得て行われる美術に関する国際会議ならびに交流活動（日本国内開催に限る）

- 例 1. 外国人美術家や研究者、学芸員等を招聘した研究集会、シンポジウム、セミナーの開催
- 例 2. 内外学芸員の交流活動

5. 助成予定件数及び助成額

- (1) 若手芸術家の在外研修に対する助成 ----- 18名 (1名 340万円以内)
- (2) 美術館職員の調査研究に対する助成 ----- 12件 (1件 200万円以内)
- (3) 美術に関する国際交流の助成 ----- 12件 (1件 200万円以内)

6. 応募手続

(1)申請書用紙の請求

財団ホームページ(<http://www.pola-art-foundation.jp/>)より、応募要領及び申請書をダウンロードして下さい。もし、ダウンロードできない場合は、事務局までご相談ください。

(2)応募方法

当財団所定の申請書に必要事項を記入し、各分野提出書類を同封の上、当財団宛に郵送して下さい。

なお、同一年度における当財団への応募は、1申請者につき1件とします。

(3)応募期間

受付開始 平成29年10月 2日(月)～

応募締切 平成29年11月10日(金) 必着

(4)当財団住所

〒141-8523

東京都品川区西五反田 2-2-3

公益財団法人 ポーラ美術振興財団 事務局

TEL:(03)3494-8237 FAX:(03)3493-6293

e-mail:info@pola-art-foundation.jp

ホームページ:<http://www.pola-art-foundation.jp/>

7. 選考及び助成の決定

当財団におかれている選考委員会において審査し、理事長が決定します。

採否は平成30年3月上旬に各応募者に書面にて通知します。

8. 助成金等の交付

助成金は、平成30年4月以降に交付します。

9. 助成対象者の提出書類

- (1) 事業開始にあたっては、各分野とも、それぞれ具体的な実施計画に基づき「実施計画書」(当財団所定の用紙)を作成し提出していただきます。

- (2)『在外研修』分野は、研修開始から半年後に現況を記した「中間報告書」を、また研修終了時には、「研修完了報告書」及び「会計報告書」(当財団所定の用紙)を提出していただきます。研修終了時の書類については、助成者に直接当財団まで持参していただきます。

(3)『調査研究』分野は助成対象研究の開始から半年後に現況を記した「中間報告書」を、また調査研究完了時には「調査研究完了報告書」及び「会計報告書」(当財団所定の用紙)を提出していただきます。調査研究終了時の書類については、助成者に直接当財団まで持参していただきます。

(4)『国際交流』分野は、事業終了後、「実施報告書」及び「会計報告書」(当財団所定の用紙)に抜き刷り等を合わせて、担当者に直接当財団まで持参していただきます。

10. その他

作家としての履歴や、助成金を受けて実施された事業にかかる印刷物等には、当財団の助成を受けた旨を明記していただきます。

11. 個人情報の取り扱いについて

当財団は、申請者・採択者の個人情報については、本助成選考及び助成の目的にのみ使用いたします。また、採択者は、氏名・採択事業名等を公開致します。

※応募した場合は、申請書の写し1部を総務係まで提出願います。
また、採択された場合は『採択決定通知等の写し』を総務係まで提出願います。
経費につきましては、機関経理となりますので会計係にて手続きを行ってください。